

令和4年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの採択について

1. 事業の概要

別紙1のとおり

2. 予算額

23,217千円

3. 採択件数等

- ・採択件数 10件
- ・採択団体 別紙2のとおり

4. 審査

外部有識者による「生活者としての外国人」のための日本語教育事業企画・
評価会議の審査を経て、文化庁が決定。（委員名簿は別紙3）

<担当> 文化庁国語課
地域日本語教育推進室
日本語教育推進係
電話：03-5253-4111（代表）
（内線4845）

令和4年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの概要

1. 本事業の目的

本事業は、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得できるよう、NPO法人等が行う各地域における日本語教育に関する優れた取組の支援を実施することにより、日本語教育の推進を図ることを目的とします。

2. 事業内容

NPO法人等が行う「生活者としての外国人」に対する地域の日本語教育の特定のニーズまたは課題解決のための先進的な日本語教育に対する以下の取組(①-③は必須の取組)を対象としています。

- ① 運営等委員会の設置【必須】
- ② 生活者としての外国人」に対する日本語教育の特定のニーズまたは課題解決のための先進的な日本語教育(30時間以上)の実施【必須】
- ③ 取組の成果の発信や普及及び住民の日本語教育への理解の促進【必須】
- ④ 上記にかかる人材の育成
- ⑤ その他、関連する取組の実施

3. 支援対象

(1) 団体要件

本プログラムに応募できるのは、次の①か②のいずれかの要件を満たす団体です。

- ① 法人格を有する団体(地方公共団体及び総務省認定地域国際化協会は応募不可)
 - ② 法人格を有しないが、次のアからオの要件を全て満たしている団体
 - ア 定款又は寄附行為に類する規約等を有すること。
 - イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
 - オ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成していること。
- ※ イからエの要件を満たしているかどうかについては、アの「定款又は寄附行為に類する規約等」の内容で確認します。
- ※ 都道府県又は市区町村が設置した実行委員会等の組織は応募できません。

(2) その他の要件

○応募回数の制限

同一団体において、本プログラムによる委託は、3年を上限とします。(令和3年度に本事業のプログラムCに採択された団体は、令和5年度事業まで応募可能。)

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 (地域日本語教育実践プログラム)

令和4年度予算額
(前年度予算額)

24百万円
44百万円

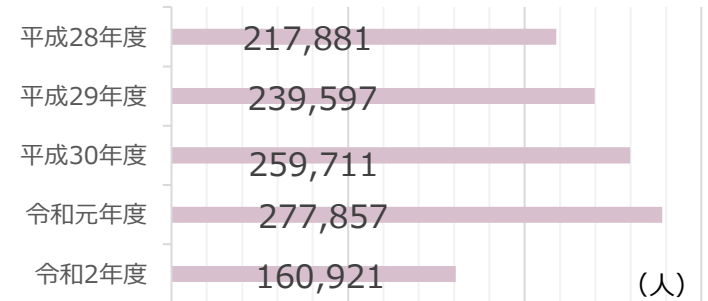


背景・課題

平成2年には約6万人だった日本語学習者数は、令和元年には約27万人となった。令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大による入国制限等により、主な日本語学習者である外国人留学生が大幅に減少しているものの、日本語学習のニーズに変化は無く、長期的には増加傾向である。日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化しており、こうした状況に適切に対応した日本語教育施策の展開が求められている。

本事業は、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、NPO法人等が行う日本語教育の教育上の課題や広域的な課題等を解決するための先進的な取組を支援することを通して、日本語教育の推進が図られることを目的としている。

国内の日本語学習者数：(出典)文化庁日本語教育実態調査(令和2年度)



事業内容

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組を支援。

件数：11件⇒8件

(想定される取組例)

○読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組

例：会話はできて読み書きができない状態に置かれている外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法から文字学習中心の指導方法を実践する取組への支援

○可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組

例：自治体による把握、フォローが難しく、可視化されにくい傾向にある外国人コミュニティが地域社会で孤立しないよう、防災、医療等の情報発信と併せて地域住民と対話による日本語教育を実践する取組への支援

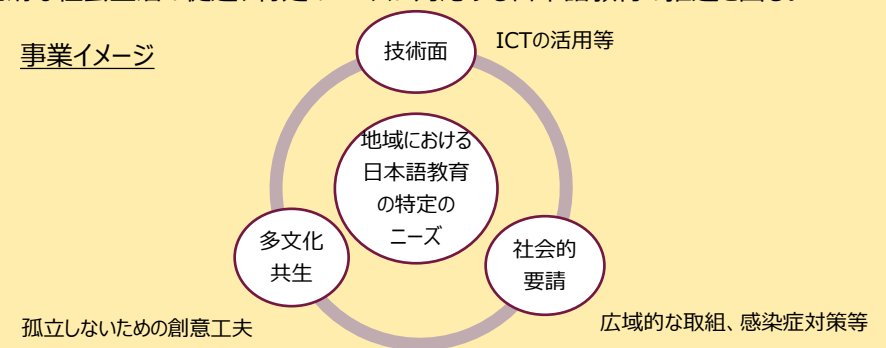
※プログラム(A)、(B)は前年度限りの経費

◀令和3年度採択実績▶ 件数：16件(うち、令和4年度要求プログラムの採択件数は8件)

▼ 地域日本語教育における先進的取組の実践を支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る。

事業イメージ



アウトプット(活動目標)

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた先進的な日本語教育の実施。
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

アウトカム(成果目標)

- 「生活者としての外国人」が日本語を用いて、
- 健康かつ安全に生活を送ることができるようになること。
 - 相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること。
- ※実施団体にアンケートを取り、受講者数と上記学習効果を測定予定。

インパクト(国民・社会への影響)

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。
- 「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

令和4年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
【地域日本語教育実践プログラム】採択団体

No.	都道府県	申請団体名	代表者職名	代表者氏名	採択額(千円)
1	埼玉県	地球っ子クラブ2000	代表	高柳 なな枝	1,445
2	東京都	学校法人学習院	院長	耀 英一	2,974
3	東京都	社会福祉法人日本国際社会事業団	理事長	永坂 哲	2,800
4	東京都	特定非営利活動法人国際活動市民中心	代表理事	大久保 和夫	2,928
5	東京都	特定非営利活動法人PEACE	理事長	マリップ・センブ	2,732
6	東京都	VILLA EDUCATION CENTER	代表理事	松尾 慎	2,433
7	静岡県	静岡県ベトナム人協会	会長	山田 明	2,478
8	静岡県	特定非営利活動法人フィリピンナガイサ	代表理事	中村 グレイス	3,149
9	愛知県	特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海	代表理事	土井 佳彦	3,150
10	大阪府	一般財団法人ダイバーシティ研究所	代表理事	田村 太郎	3,149

※千円未満切捨て

令和3年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

企画・評価会議 委員名簿

(敬称略・五十音順)

おお いずみ たか ひろ
大 泉 貴 広

公益財団法人宮城県国際化協会総括マネージャー

くり また ゆ り こ
栗 又 由 利 子

株式会社きぼう国際外語学院教務主任

しん や ま き こ
新 矢 麻 紀 子

大阪産業大学教授

たわら やま ゆう じ
俵 山 雄 司

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学准教授

なか がわ ゆう じ
中 川 祐 治

大正大学准教授

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業実施要綱

平成24年4月17日
文化庁長官決定
平成28年1月21日
平成30年5月31日
令和3年1月26日
令和3年11月16日
一部改正

(目的)

第1 本事業は、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得できるよう、NPO法人等が行う各地域における日本語教育に関する優れた取組の支援を実施することにより、日本語教育の推進を図ることを目的とする。

(業務内容)

第2 本事業は、次に定める業務を行うものとする。

一 地域日本語教育実践プログラム

地域における「生活者としての外国人」に対する日本語教育の特定のニーズまたは課題解決のための先進的な取組を推進する業務。

(実施方法)

第3 本事業は、それぞれ当該各号に定める方法により実施するものとする。

地域日本語教育実践プログラム

- ① 文化庁は、当該事業を実施する団体を公募するものとする。
- ② 当該事業の実施を希望する団体は、別に定める企画書等応募書類（以下「応募書類等」という。）を文化庁に提出するものとする。
- ③ 文化庁は、提出された応募書類のうちから、本事業としてふさわしいものを選考、決定し、事業を委託する。
- ④ 文化庁は、企画の選考、決定に当たっては、別に定める学識経験者等から構成される「生活者としての外国人」のための日本語教育事業企画・評価会議に諮って行うものとする。

(実施の期間)

第4 本事業の実施期間は、当該年度の範囲で別に定める。

(経費の負担)

第5 文化庁は、本事業の実施に当たり、予算の範囲内で必要な経費の全部又は一部を負担するものとする。

(事業の変更等)

- 第6 事業決定後に、事業の内容に変更が生じた場合には、実施団体は、変更内容及び変更理由等を速やかに文化庁に届け出なければならない。
- 2 事業決定後に、やむを得ず本事業を取りやめる必要が生じた場合には、実施団体は、理由等を速やかに文化庁に届け出なければならない。

(事業の報告)

- 第7 事業の実施団体は、事業完了後に実施報告書を文化庁に提出するものとする。

(その他)

- 第8 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、文化庁次長が別に定める。
- 2 令和3年11月16日一部改正は、令和4年度事業より適用するものとする。

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業委託実施要項

平成20年4月21日
文化庁次長決定
平成21年2月27日
平成24年4月17日
平成27年12月8日
平成28年2月5日
平成29年12月12日
令和3年1月26日
令和3年11月15日
一部改正

1 趣旨

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業のうち、委託業務については、本要項の定めるところにより実施する。

2 委託業務の内容

文化庁は、以下の業務を委託して実施する。

(1) 地域日本語教育実践プログラム

地域における「生活者としての外国人」に対する日本語教育の特定のニーズまたは課題解決のための先進的な取組を推進する業務。

3 業務の委託先

文化庁は、上記1の目的を実現するため、以下の団体（以下「実施団体」という。）に業務を委託する。

(1) 法人格を有する団体（地方公共団体及び総務省認定地域国際化協会を除く。）

(2) 法人格を有しないが、次に掲げる要件の全てを満たしている団体

ア 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。

イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。

オ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成していること。

4 応募制限期間等

本事業については、以下の応募制限期間等を設ける。

(1) 虚偽の申請や報告による委託費の不正な受給、委託費の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年

(2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年

(3) 社会への影響が小さく、行為の悪質性も少ないと判断されるもの：応募制限期間

1年

- (4) 上記(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。
- (5) 本事業以外の文化庁及び他機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)から(4)に準じて取り扱う。

5 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から委託を受けた日の属する年度終了の日又は業務が完了した日のいずれか早い日までとする。

6 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。

7 委託費

- (1) 上記2については、予算の範囲内で業務に要する経費（「人件費、事業費、(諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費、消費税相当額)」、「一般管理費」、「再委託費」）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が契約の定め違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8 業務完了(廃止)の報告

実施団体は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む。)は、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了(廃止)した日から30日を経過した日、又は委託を受けた日の属する年度終了の日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了(廃止)報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該目的に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとと

もに、その効果的な運営を図るため協力する。

- (3) 文化庁は、必要に応じ、業務の実施状況や経理処理状況について、調査及び現地調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。
- (6) 令和3年11月15日一部改正は、令和4年度事業より適用するものとする。